

枚方京田辺環境施設組合可燃ごみ広域処理施設整備事業に係る計画段階環境配慮書の正誤表

正 誤 表

箇所	誤	正
2-121 ページ 表 2-2.88	「上記に掲げる以外の物質」の規制基準	$\frac{(K/S)}{Q}$
2-122 ページ 表 2-2.90	出典	ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成11年総理府令第67号、最終改正：平成22年環境省令第5号）
2-149 ページ 表 2-2.112	条例に基づく許容限度	ポリ塩化ビフェニル：0.0003mg/ℓ 1,1,1-トリクロロエタン：0.3mg/ℓ
4-10 ページ (2)上から5行目	…B案（煙突高さ100m）のほうが、A案（煙突高さ59m）と比べ…	ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成11年総理府令第67号、最終改正：平成22年環境省令第5号） ポリ塩化ビフェニル：検出されないこと。 1,1,1-トリクロロエタン：1mg/ℓ

正 誤 表（要約書）

箇所	誤	正
4-10 ページ (2)上から5行目	…B案（煙突高さ100m）のほうが、A案（煙突高さ59m）と比べ…	…B案（煙突高さ59m）のほうが、A案（煙突高さ100m）と比べ…